2023年9月改訂

（大切に保管してください）
加入申込みをされるお客さまへ

必ずお読みください

（事務幹事生命保険会社）
明治安田生命保険相互会社
日本生命保険相互会社

団体信用生命保険　重要事項に関するご説明

ご加入にあたって～【意向確認】（ご加入前の確認）～

○　この「団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を「契約概要」、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載していますので、告知事項の入力の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、記載事項は、概要や代表的な事例を示しています。

○　また、「個人情報の取扱いについて」もあらかじめお読みください。

○　ご家族の方々にもこの保険の内容についてあらかじめご説明いただき、「契約概要」「注意喚起情報」および「申込書兼告知書」は、**融資手続時の書類とあわせて大切に保管くださいますようお願いいたします。**

◇ご意向の確認のために必ずお読みください

○　お申込みにあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて、保障内容等がご意向に合致した内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

○　ご確認いただいたうえで、告知事項の入力手続きを行なってください。

◇「障がい」の表記

「団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

契　約　概　要

1．保険商品名称と特徴

1．商品名称

団体信用生命保険

2．この商品の特徴について

この保険は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行（以下、「金融機関」といいます。）を保険契約者および保険金受取人とし、その金融機関から住宅ローン等を借り入れている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障がい状態(＊)に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である金融機関に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。

（＊）所定の高度障がい状態については、「3．保険金のお支払いについて（P2～P3）」をご確認ください。

□契約関係のイメージ

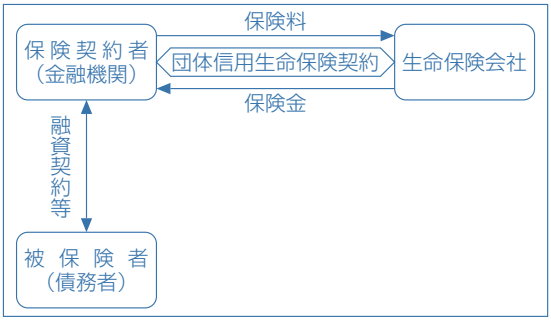

□保険金額のイメージ

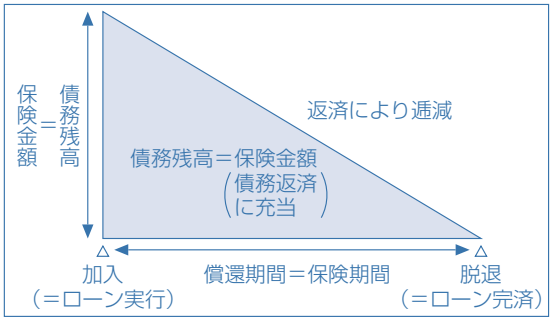

－　次ページ以降も必ずお読みください　－

2．お引受条件・保障内容について

お引受条件・保障内容の概要については、次のとおりです。詳しくは、保険契約者である金融機関にお問合せください。

(1) 加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち生命保険会社がご加入を承諾した方がご加入いただけます。

(2) 加入手続

融資が実行される前までに告知事項の入力手続きを行なってください。告知の内容によっては、医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

(3) 保障開始日

融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。

「注意喚起情報　2.保障開始日について(P5)」もあわせてご覧ください。

(4) 保険金額

ローン残高に応じて定まり、ローンの返済に応じて変動（逓減）します。

お支払いする保険金は、保険事故発生日時点のローン元本残高と、保険事故発生日直前の実際に返済(利息支払)が行われた最後の約定返済日（実際のご返済が遅延した場合でも当初約定で返済すべきであった返済日）の翌日から４カ月分の利息額が上限となります。ただし、一被保険者あたりのローン元本と利息額の合計が１億円を超える場合は、１億円が上限となります。

(5) 保険期間

ローンお借入期間、定められた期間または所定の年齢に達するまでの期間

(6) この契約からの脱退

・ローンが完済されたとき

(※)金融機関が保証会社などから代位弁済を受けた場合は、代位弁済日にこの保険契約による保障は終了いたしますので、以後、保証会社などの債権となってからは、「３．保険金のお支払いについて」の状況が生じても、保険金のお支払いはありません。

・死亡または所定の高度障がい状態に該当されたとき
・所定の年齢に達したとき
・被保険者が破産により免責を受けたとき
・ローンの返済期限前に全額返済すべき事由に該当したとき(ローンの期限の利益を喪失したとき)
・保険期間が満了したとき
・期日一括返済方式でつなぎローンをお借入れになった被保険者においては、つなぎローンの返済に充てられるべき融資が実行されたとき

3．保険金のお支払いについて

保険期間中に死亡または所定の高度障がい状態に該当されたときに保険金が支払われます。

被保険者が次のいずれかに該当された場合に、金融機関に保険金をお支払いします。

※死亡保険金、高度障がい保険金は、重複して支払われません。また、いずれかの保険金のお支払事由に該当されたときには、団体信用生命保険から脱退となります。

※保険金をお支払いできない場合については、「注意喚起情報　3．保険金をお支払いできない場合について(P5～P6)」をご覧ください。

名　称	お支払事由
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
高度障がい保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に次のいずれかの所定の高度障がい状態に該当されたとき **①両眼の視力を全く永久に失ったもの** **②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの** **③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの** **④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの** **⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの** **⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの** **⑦１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの** **⑧１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの** **部位の例示** 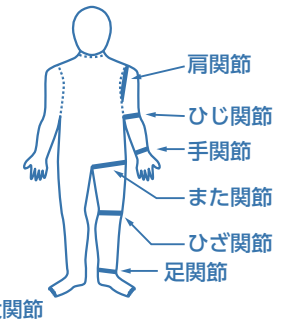 **3大関節** **上肢…肩関節、ひじ関節、手関節** **下肢…また関節、ひざ関節、足関節**

－　次ページ以降も必ずお読みください　－

高度障がい保険金	（備考） **1. 眼の障がい（視力障がい）** ⑴視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 ⑵「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 ⑶視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。 **2. 言語またはそしゃくの障がい** ⑴「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。 ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合 ⑵「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 **3. 常に介護を要するもの** 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 **4. 上・下肢の障がい** 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

４．引受生命保険会社について

金融機関の指定する複数の保険会社がお引受けすることができる契約形態の団体保険です。

この保険契約は、金融機関が指定する複数の生命保険会社が共同で引受けることができる契約形態の団体保険です。

この保険契約は共同取扱契約であり、事務幹事生命保険会社である明治安田生命保険相互会社および日本生命保険相互会社が他の引受生命保険会社の委任を受けて事務を行います。

引受生命保険会社は、それぞれの引受割合（引受金額）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯しません。

なお、引受生命保険会社および引受割合（引受金額）は変更となることがあります。引受生命保険会社については、保険契約者である金融機関（ローンお申込店）へお問合せください。

告知事項の送信にあたって

◇告知事項を送信される前に、再度告知事項を見直し、現在および過去における告知事項にもれがないことを確認してください。告知事項にもれがある場合には、万一の場合に保険金のお支払いができず、債務の返済に充当できないことがありますので、十分にご注意ください。
（詳細は、「注意喚起情報」をご覧ください。）

◇当申込には有効期間があります。告知日（入力日）から６カ月以内にご融資が実行されなかった場合は、再度告知事項を入力のうえお申込みいただくことになります。なお、その時点で再度加入査定が行われますので、この保険に加入できない場合もあります。

◇告知いただいた内容に基づく加入諾否の結果については、告知事項を送信いただいた後、保険契約者である金融機関からご連絡いたします。

◇送信された告知事項、ご提出いただきました診断書等の書類・画像データにつきましては、加入諾否にかかわらず消去・返却いたしませんのでご了承ください。

保険金の支払いに関する手続き等の留意事項

◇万一、被保険者にお支払事由（死亡または所定の高度障がい状態）が生じた場合には、保険金受取人である金融機関からのご請求に応じて保険金のお支払いを行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに金融機関の窓口にご連絡いただく必要があります。したがって、**保険の内容についてご家族の方々にもあらかじめご説明ください。**ご連絡が遅れた場合、または金融機関等へのご返済が遅延している場合には、保険金等を債務に充当後も利息等の一部について債務が残ってしまうことがあります。

◇お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、事務幹事会社ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/およびhttps://www.nissay.co.jp）等にも記載しておりますのであわせてご確認ください。

◇保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間請求がないときには消滅しますのでご注意ください。また、被保険者の治療情報等について生命保険会社が医療機関等へ事実の確認を行なうことがあります。その事実の確認に際し、被保険者等が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、生命保険会社は確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いいたしません。

－　次ページ以降も必ずお読みください　－

注　意　喚　起　情　報

1．告知に関する重要事項

「告知事項入力」の画面で入力いただく事項は重要ですので、正しくもれなくご入力ください。

〔告知の重要性について〕

○　この保険への加入申込みの際に、「告知事項入力」の画面でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障がい状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。

「告知事項入力」の画面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引受けするかどうかを決める重要な事項ですので、告知日（入力日）現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障がい状態等について「告知事項入力」画面でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（入力）してください。

なお、告知いただいた現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障がい状態等によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。

〔口頭でお話しされても告知とはなりません〕

○　金融機関（ローンお申込店）の担当者・生命保険会社の職員（営業職員・ご照会窓口担当者等を含む）等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、「告知事項入力」の画面にてありのままを正確にもれなくご入力ください。

〔傷病歴等がある場合でもお引受け可能なケースがあります〕

○　ご加入にあたっては、加入申込者のお身体の状態に応じてお引受けの判断をしております。告知いただいた現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障がい状態等によってはご加入をお断りすることもありますが、傷病歴等がある場合でも、ご加入を必ずしもお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知してください。

〔保険金をお支払いできないことがあります〕

○　「告知事項入力」の画面でおたずねする事項について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から２年以内であれば、「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者に対する部分が解除されることがあり、保険金のお支払いができずに債務が残ることがあります。支払事由が発生した後においても解除される場合があります。

次のような事例は、事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知（入力）された場合に該当します。

（事例１）医師の治療（指示・指導を含む）を受けているにもかかわらずその旨の告知がされていない。

（事例２）実際に治療している病名と異なる病名を告知された。

（事例３）２種類の病気について治療を行なっているにもかかわらず、１つの病気のみを告知された。

○　解除された場合には、支払事由が発生していても保険金をお支払いできません。すでに保険金をお支払いしていたときは、引受生命保険会社はその返還を請求いたします。（ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかない場合には、保険金をお支払いいたします。）

○　告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から２年を超えていたとしても、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、保険契約者から既にお払込みいただいた保険料はお返ししません。

借り換え融資をご利用の方は、以下もあわせてご確認ください。

借り換えより前に加入していた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はありません。

〔借り換え融資について〕

○　借り換えにより新たな融資をご利用される場合には、借り換えより前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約から脱退となり、あらためて団体信用生命保険にご加入いただくことになりますので、借り換え日または生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日が新たな保障開始日となります。

借り換えより前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はありません。

○　新たな保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として所定の高度障がい状態となられても、保険金のお支払いの対象とはなりません。

※「３．保険金をお支払いできない場合について（P5）」もあわせてご確認ください。

○　新規融資に伴うご加入と同様、借り換えの時点であらためて「告知事項入力」の画面でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障がい状態等について、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。

○　現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障がい状態等によっては、新たなご加入をお断りすることがあります。また、正しく告知されなかったために告知義務違反としてこの保険契約のその被保険者に対する部分が解除され、保険金のお支払いができない場合があります。

－　次ページ以降も必ずお読みください　－

2．保障開始日について

融資実行日または引受生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日から保障を開始します。

（1）保障開始日は、融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または引受生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。借り換えにより新たな融資をご利用のうえ加入される場合には、借り換え前の契約の保障は継続されません。

（2）金融機関（ローンお申込店）の担当者・引受生命保険会社の職員（営業職員・ご照会窓口担当者等を含む）等には保険への加入を決定し、保障を開始させるような代理権がありません。

3．保険金をお支払いできない場合について

正しい告知をされない場合等、保険金をお支払いできないことがあります。

被保険者が次のような事由に該当する場合には、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご確認のうえ告知事項の入力手続きを行なってください。

○　免責事由によりお支払事由に該当された場合

免責事由	死亡保険金	・保障開始日（＊1）から１年以内の自殺によるとき ・保険契約者または保険金受取人の故意によるとき ・戦争その他の変乱によるとき（＊2）
	高度障がい保険金	・被保険者の故意によるとき ・保険契約者または保険金受取人の故意によるとき ・戦争その他の変乱によるとき（＊2）

（＊1）保障開始日は、融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または引受生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。

（＊2）その程度により全額または削減してお支払いする場合があります。

○　告知義務違反による解除

「告知事項入力」の画面でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「告知事項入力」の画面で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から２年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります）。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から２年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

○　詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

保険契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部もしくはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、保険契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の全部もしくはその被保険者についての部分が無効とされた場合には、保険金をお支払いできません。

○　重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除された場合には、保険金をお支払いできません。

①保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）反社会的勢力により保険契約者もしくは保険金受取人の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受生命保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

○　保険期間終了後に支払事由に該当された場合

「契約概要　２．お引受条件・保障内容について（６）この契約からの脱退（P2）」に記載の脱退事由に該当された後に支払事由が生じた場合は、被保険者が債務を完済される前であったとしても保険金をお支払いできません。

※保険期間の終了についてご不明な点がある場合には、保険契約者である金融機関にお問合せください。

保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因とする所定の高度障がい状態はお支払いの対象とはなりません。

○　保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因とする所定の高度障がい状態に該当されたとき

＜高度障がい保険金のお支払いの具体例＞

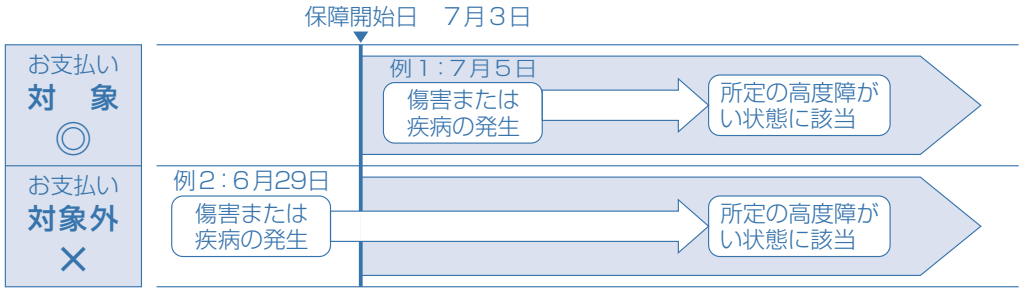

※高度障がい保険金の場合、原因となる傷害や疾病が保障開始日よりも前に発生しているときは、お支払いの対象とはなりません。**その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。**

－　次ページ以降も必ずお読みください　－

所定の高度障がい状態と認められない場合は、保険金は支払われません。

※所定の高度障がい状態については、「契約概要　３．保険金のお支払いについて(P2～P3)」をご覧ください。

＜高度障がい状態についてお支払事由に該当しない場合の例＞

ａ．「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当しない具体例

・視野狭さく(視野がせまくなってしまう状態)および眼瞼下垂（上まぶたが下がって眼が閉じたままか、わずかしか開かない状態）による視力障がいは視力を失ったものとみなしません。

ｂ．「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」に該当しない具体例

・消化器官の障がいによるものは、「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」には含まれません。

ｃ．「中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの」、「胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの」に該当しない具体例

・関節リウマチ(慢性)は関節の疾病であり、「中枢神経系」に障がいを残すものに該当しません。

・左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で通常通りできる場合など、半身麻ひの場合は、「終身常に介護を要する」状態でなければ高度障がい状態には該当しません。

・腎臓病における人工透析や心臓ペースメーカーの埋め込みの場合、それのみでは「終身常に介護を要する」状態に該当しません。

ｄ．その他

・以下のようなケースについては、一般的に回復の見込があり症状が固定していないため、お支払いの対象となる高度障がい状態には該当しません。

◆受傷・発病から日が浅く、障がい状態が固定しているとはいえない場合

◆リハビリにより当初の障がい状態が改善される可能性があり、症状が固定しているとはいえない場合

・団体信用生命保険の高度障がい保険金の支払対象となる高度障がい状態は、身体障害者手帳の等級、国民年金法の障害等級、公的介護保険制度による要介護認定などと、基本的に認定内容が異なります。（例えば、身体障害者手帳（障害等級１級）の交付を受けていたとしても、お支払いの対象となる高度障がい状態に該当しているとは限りません。）

・就業が不可能となるほどの障がい状態になられたとしても、お支払いの対象となる高度障がい状態に該当しているとは限りません。

４．保険金ご請求時のご注意

死亡保険金のご請求時には、お亡くなりになる前に所定の高度障がい状態に該当していなかったかどうか、十分に確認してください。

死亡保険金または高度障がい保険金は、保険金受取人（金融機関）からの請求にもとづいて支払われます。保険金額はお支払事由（死亡または所定の高度障がい状態）該当時の債務残高を基準に定まりますので、両方の保険金のお支払事由に該当していた場合、死亡保険金または高度障がい保険金いずれの保険金を請求するかによって、保険金額が異なる場合があります。

例えば、高度障がい保険金のお支払事由該当後も高度障がい保険金のご請求のないまま債務のご返済を継続されてお亡くなりになられた場合は、高度障がい保険金のお支払事由該当時の債務残高が、死亡時の債務残高を上回ることがあります。その状況において、高度障がい保険金のご請求でなく死亡保険金でのご請求がありますと、高度障がい保険金よりも少額の死亡保険金が支払われることとなりますので、十分ご留意願います。

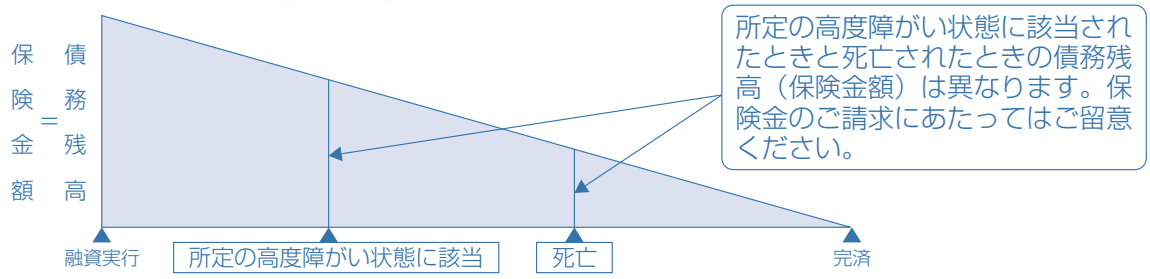

５．クーリング・オフ制度

この保険は、金融機関を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

－　次ページについても必ずお読みください　－

6．生命保険契約者保護機構

この契約の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先）生命保険契約者保護機構　ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/
TEL：03-3286-2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）9：00～12：00、13：00～17：00」

7．ご照会・ご相談窓口

◇この団体信用生命保険契約に関するご照会【告知事項の入力方法に関するご照会】

告知事項の入力方法についてご不明な点がある場合は、保険契約者である金融機関（ローンお申込店）にご照会いただくかまたは事務幹事生命保険会社である明治安田生命保険相互会社または日本生命保険相互会社の以下の窓口までご照会ください。

なお、**ご加入のお引受け諾否についてはお答えいたしかねます**ので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

事務手続き上の担当事務幹事生命保険会社は、金融機関の取扱支店によって異なりますので、事前に金融機関の担当者にご確認ください。

〈ご照会先〉	明治安田生命保険相互会社　だんしん申込ダイレクトご照会窓口 電話番号　0120－622－284（通話料無料） 受付時間　：　月曜日～金曜日　9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く） 日本生命保険相互会社　団体保険課 電話番号　0120－338－688（通話料無料） 受付時間　：　月曜日～金曜日　9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）
	※ご融資に関するお問合せは、金融機関（ローンお申込店）へご照会ください。

◇一般社団法人生命保険協会における「生命保険相談所」について

・この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
・一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレスhttps://www.seiho.or.jp/）
・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報の取扱いについて　－保険契約者と生命保険会社からのお知らせ－

「だんしん申込ダイレクト」を利用し、入力された個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態、ローン申込内容等）｛以下、「個人情報」といいます。｝は団体信用生命保険の保険契約者である株式会社三菱ＵＦＪ銀行（以下、「契約者」といいます。）が取得し、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）に提供いたします。（契約者からご提出をお願いした医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の個人情報も同様です。）

契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続（申込・諾否結果の確認・保険金請求計算等の保険契約の維持管理）のために使用いたします。また、加入諾否結果は、ローンのお借入れに際し使用することがあります。なお、銀行法施行規則第１３条の６の７等により、個人情報のうち「だんしん申込ダイレクト」を利用し、入力された健康情報は、団体信用生命保険の加入に際して生命保険会社に提供する以外、契約者の他の業務で利用することはございません。

生命保険会社は、契約者から提供された個人情報を、各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務に利用(注)し、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。また、加入の諾否および保険金支払の可否については、生命保険会社から契約者へ連絡します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は、変更後の引受生命保険会社に提供されます。

なお、事務幹事生命保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/およびhttps://www.nissay.co.jp）をご参照ください。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

承認 No.K2023-239　MY-A-23-LF-006788
日本-団信-2023-707-8040-T（2023.8.28）　2023.9